

| | | | |
|---|-----------------|-----|---------------|
| 判決年月日 | 平成26年7月9日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第2部 |
| 事件番号 | 平成25年(行ケ)10239号 | | |
| <p>○ 発明の名称を「スピネル型マンガン酸リチウムの製造方法」とする発明について、進歩性を認めて特許無効審判請求を不成立とした審決を、進歩性判断に誤りがあるとして取り消した事例</p> | | | |

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する公報番号等) 無効2012-800209号, 特許第4274630号, 特開平11-7956号公報, 特開平11-45702号公報

被告は、発明の名称を「スピネル型マンガン酸リチウムの製造方法」とする発明（本件発明）の特許権者（特許第4274630号）である。原告は、本件発明について無効審判請求をした（無効2012-800209号）。

本件発明は、二次電池の正極材料となるスピネル型マンガン酸リチウムにナトリウム（又はカリウム。以下、ナトリウムだけ摘示する。）を加えることによって、マンガンの溶出を抑制し、高温保存性、高温サイクル特性等の高温での電池特性を向上させるとするものである。その解決手段として、電析して得た二酸化マンガンを中和した際にそもそも含まれているナトリウムを利用したところに特徴がある。

審決は、引用例である甲1発明（特開平11-7956号公報）と本件発明との相違点を、電析した二酸化マンガンにナトリウム化合物で中和し、ナトリウムの含有量等を所定値にした点であるとした。そして、原告が引用した各文献に記載された発明は、マンガン酸リチウムの組成が異なったり、種類の違う電池に関するものであったりし、ナトリウムを含有した二酸化マンガン为原料として用いる動機付けにはならないとした。さらに、甲8発明（特開平11-45702号公報）は、マンガン酸リチウムにナトリウムを添加するものであり、ナトリウムを含む二酸化マンガン为原料として用いることまでは教示していないとした。この上で、審決は、本件発明は、容易に想到できないとした。

本判決は、まず、マンガンの溶出を抑制することで高温保存性やサイクル特性を向上させることは周知の課題であったこと、マンガン酸リチウムにナトリウムを加えることで、結晶構造中にナトリウムが取り込まれ、これによりマンガンの溶出を抑制できるという解決手段も知られていたと認定した。また、本判決は、電析した二酸化マンガンにナトリウムで中和した場合には、二酸化マンガンにナトリウムが含まれることも知られていたと認定した。その上で、本判決は、上記のような周知の課題に上記の広く知られた手段を用いる際、ナトリウムを含有することが広く知られた電解二酸化マンガン为原料として利用することは、当業者が容易に想到できるとした。なお、本判決は、本件発明のナトリウムの含有量等の所定値には臨界性がなく、単なる最適条件としている。

以上の結果、本判決は、審決の進歩性判断が誤っていると見て、これを取り消した。